

# 環境メールマガジン(第17号)

発行日：平成26年 8月 26日  
発行元：野洲市環境経済部環境課  
「野洲市環境保全活動推進事業」  
電話：077-587-6003

事業者の皆さんへ！！

## “PCB 廃棄物の処理期限が平成33年末で終了”

ポリ塩化ビフェニル(以下PCBという)を含む電気絶縁油を使用した電気機器(変圧器、コンデンサ、整流器、遮断機等)を保管されている場合、又は現在使用中のものは、【PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法】(以下「PCB特別措置法」という)により、**県知事(南部環境事務所)に毎年6月末までに保管及び処分状況を報告することが義務付けられています。**

平成24年12月12日の政令改正でPCB廃棄物は、**平成39年3月31日までに処理**することになっていましたが、国の定める「PCB廃棄物処理基本計画」が、平成26年6月6日変更されました。

これを踏まえ、**日本環境安全事業株式会社《JESCO》**の「PCB廃棄物処理事業基本計画」も変更されて、県内の高濃度の変圧器やコンデンサは、**平成33年度末**をもって処理を完了することになりました。

### 【計画的処理完了期限及び事業終了準備期間の設定】

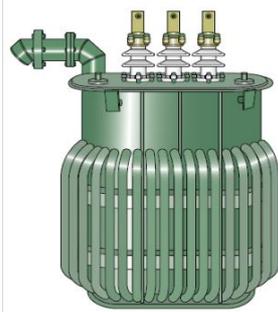
保管されている方々が**JESCO大阪事業所**に処理委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設けるとともに、事業終了のための準備を行う期間等を**勘案して事業終了準備期間**を設けられた。

		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年	H37年	H38年	
JESCO 大阪事業所	変圧器、 コンデンサ	→								→					
	安定器等 汚染物	→			北九州で処理						→				

- ・計画的処理 完了期限(実線)：保管事業者がJESCO に対し、処分委託を行う期限
- ・事業終了 準備期間(点線)：今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの

については、「**処理期限**」が目前に迫っていますので、改めて**PCB廃棄物の判別基準**によりPCBを含む電気機器が無いかの点検をお願いします。

念のため、もう一度 電気室やキュービクル、倉庫等をご確認ください！！



トランス

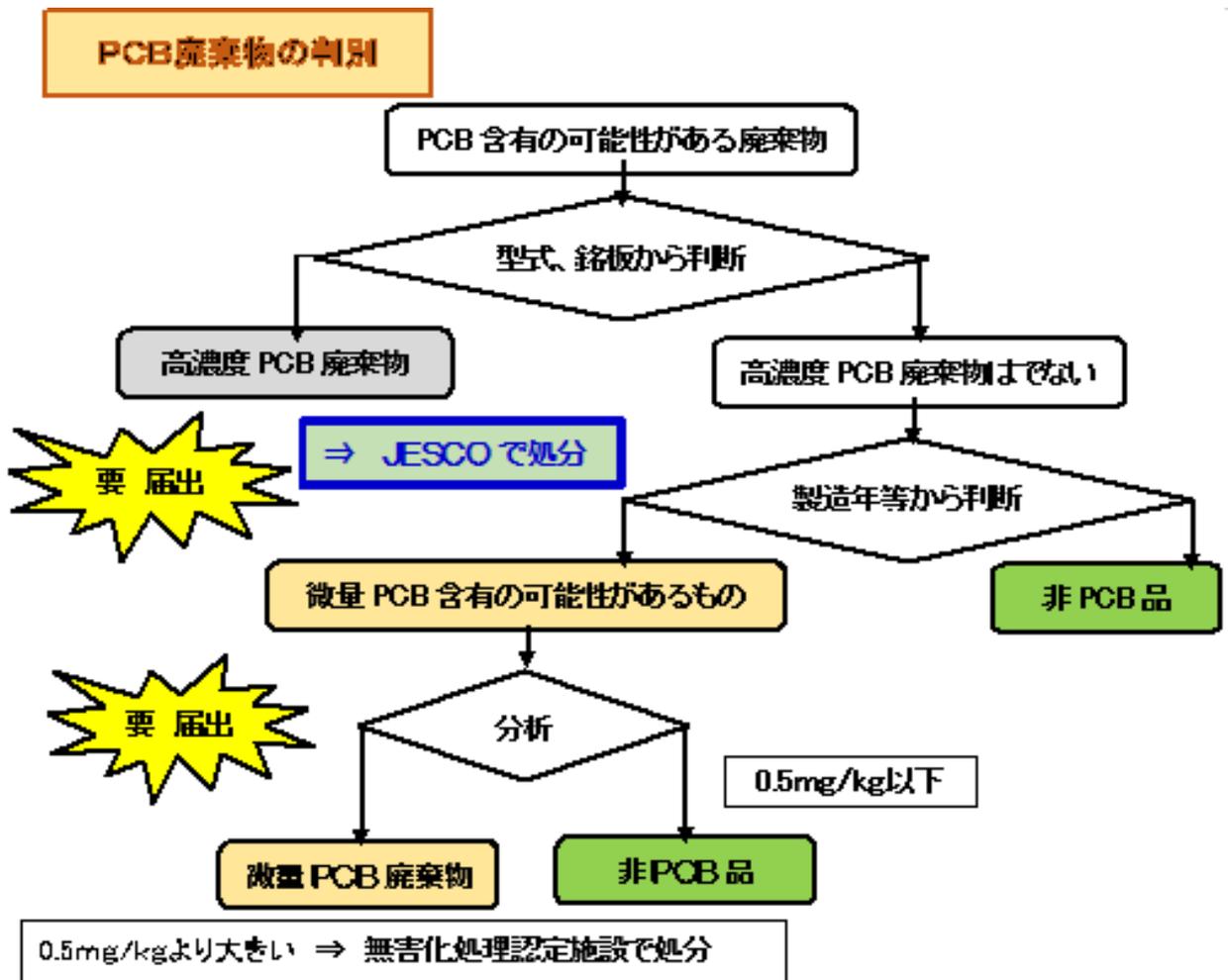


コンデンサー



安定器

「環境省パンフレットポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理に向けて」より引用



PCB廃棄物は「PCB特別措置法」に基づき、**県知事(南部環境事務所宛)**に**保管等届出**がされていないと現物の廃棄処理の手続きが出来ません。そこで**PCB**を含む電気絶縁油を使用した変圧器やコンデンサ等が見つかったら、直ぐに**保管等届出**の手続きが必要です。

なお、その電気機器が**使用中**であれば、<sup>※1</sup>電気事業法・電気関係報告規則 第4条に基づき、**使用報告**及び使用が終わった時点で、**廃止(使用中止)報告**を**中部近畿産業保安監督部長宛**に提出し、併せてPCB廃棄物特別措置法 第8条に基づき、**県知事(南部環境事務所宛)**に**保管等届出**を提出し、期限の**平成33年度末**までに**JESCO大阪事業所**への委託処分を完了してください。

**JESCO大阪事業所**で処理の対象となるPCB廃棄物は、以下のとおりです。

- ・ 高圧トランス、高圧コンデンサ
- ・ PCBを含む油
- ・ PCB廃棄物の収集運搬に使用された金属容器等
- ・ PCB廃棄物の保管容器

<sup>※1</sup> 電気事業法・電気関係報告規則が一部改正され、PCB含有電気工作物の報告制度が、平成13年10月15日付けで創設されました。 詳細は次のURLにアクセスください。

<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/tel/tel.htm>

【問い合わせ先】

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 廃棄物指導担当者グループ  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
TEL:077-528-3474 FAX:077-528-4845